

自社株の評価ルールが大きく変わる？

国税庁は、非上場会社の自社株評価ルールについて「1964年以來となる抜本の見直し」に向けた有識者会議をスタートさせました。この「ルールの見直し」が進行することで、中小企業にとってどのような影響があるのか、現行のルールとともに解説いたします。

I 自社株はどうやって評価されているのか

非上場企業には、上場企業のような日々の取引相場がありません。そのため、税務上は国税庁が定めたルール(財産評価基本通達)に従い会社を評価します。例えば、オーナー社長が親族等に自社株を引き継ぐ場合、その評価方法は大きく分けて以下の2つがあり、会社の規模によって使い分けられます。

① 純資産価額方式	会社の「資産価値」(解散価値)に着目	高くなる傾向
② 類似業種比準方式	会社の「稼ぐ力」(配当・利益・純資産)に着目	低くなる傾向

★ココがポイント: 会社の規模が「大・中・小」のどれに当てはまるかによって、①と②の方式を使う割合が変わります(右図参照)。一般的に、②の「類似業種比準方式」を使う方が、①の「純資産価額方式」よりも評価額が大幅に低く計算される傾向があります。小～中規模の会社は、この2つを組み合わせて計算します。

会社規模		評価額
大会社		(原則) 類似100%
中会社	大	類似90%、純資産10%
	中	類似75%、純資産25%
	小	類似60%、純資産40%
小会社		類似50%、純資産50%

II なぜ今、ルールが見直されるのか？

現在、国税庁の有識者会議において、非上場株式の評価ルールの抜本的な見直しが議論されています。その背景には、上記①と②の評価方式によって、評価額にあまりにも大きな差(乖離)が生じているという現実があります。会計検査院の調査によると、②の方式(類似業種比準方式)で計算した評価額は、①の方式(純資産価額方式)の「約4分の1」とどまるケースが多いことが指摘されています。

III 今後どうなる？ 株価への影響は？

有識者会議での議論を経て、早ければ2027年度の税制改正大綱に反映され、「2028年(令和10年)1月以降の相続・贈与」から新ルールが適用される可能性があります。具体的な新ルールは今後の議論を待つこととなりますが、報道等によれば、これまで「類似業種比準方式」の適用割合が高かった一定規模以上の会社を中心に、評価額が引き上げられる(=実質的な増税となる)方向で議論が進むと見られています。

IV 終わりに: 今からできる準備

「まだ先の話だから」と先送りするのは危険です。評価額が上がってから慌てても、多額の納税資金が必要となり、円滑な事業承継が困難になる恐れがあります。

まずは「現在の自社株の評価額がいくらなのか」を正確に計算し、現状を把握することがすべてのスタートです。今後の事業承継・株の贈与に関するスケジュールの見直し、事業承継税制の活用検討(株式の評価額にかかわらず、贈与税・相続税の納税を猶予できる制度)など、選択肢を広く持つておくことが重要です。

自社株の評価が現在いくらなのか、そして事業承継に向けてどのような対策が取れるのか、少しでもご不安がある方は、ぜひお早めに担当者にご相談ください。